

○財務省告示第十号
 国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、
 平成二十年十二月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（五年）（第七十七回）	特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項	社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機關は日本銀行とする。	募集取扱機關による募集の取扱	いによる発行	額面金額で百七十七億二千六百五十万円	五十万円	五十七億二千七百五十四万円	平成二十年十二月八日
									額面金額百円につき百円五十七

錢

十一
十二

の経過
払過利
込み子率

(一) 年一・〇パーセント
に各募集取扱機関は、払込金額
に加え、次の算式により算出
した金額を第十八号に規定す
る。期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100 \times 365} \times 79$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額（ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額）を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十一年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子以

償還期限

償還金額

元利支

払込期日

平成二十年十二月八日

日本銀行

額面金額

平成二十年九月二十日

利息を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払期におい

毎年三月十日及び九月十日

を、その日以前六月間に属する

平成二十年十二月八日